



滿洲國執政溥儀氏及同夫人鴻秋氏ヲ
日本赤十字社名譽社員ニ推崇ノ件
右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和八年一月三十一日

内閣總理大臣齋藤實



陸第四〇號

案起

昭和八年一月三十日

裁可

昭和八年一月十一日

施行

昭和八年一月三十日

内閣總理大臣



内閣書記官長



内閣書記官







滿洲國執政溥儀氏及同夫人鴻秋氏
ヲ日本赤十字社名譽社員ニ推崇ノ
件ハ上裁ヲ經テ左ノ通指令相成然ルヘシ
指令案

滿洲國執政溥儀氏及同夫人鴻秋氏

ヲ日本赤十字社名譽社員ニ推崇ノ
件上裁ヲ經タリ

内閣陸第四号

日本赤十字名譽社員ニ推崇ノ件

今般日本赤十字社常議會ノ決議ニ依リ滿洲
國執政溥儀氏同夫人鴻秋氏ヲ同社名譽社
員ニ推崇ノ旨同社長ヨリ申出候間上奏候也
昭和八年一月

陸軍大臣荒木貞夫

海軍大臣大角岑生



陸普第三六九號

官房第シハ七號

名譽社員ニ推崇ノ件

昭和八年一月廿五日

海軍大臣 大角 岑

陸軍大臣 荒 木 貞

内閣總理大臣子爵齋藤實殿

滿洲國執政溥儀氏同夫人鴻秋氏ヲ日本赤十字社名譽社員ニ推崇ノ件別紙上
奏書及進達候也



陸
軍